

洋上風力発電に係る漁業協調策・漁業振興策等に関する対応方向の概要 — 令和元年 10 月 —

(山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 遊佐沿岸域検討部会「漁業協調策・漁業振興策等研究会」による検討とりまとめ)

◎ 趣旨

洋上風力発電の導入に伴い実施が期待される漁業協調策や漁業振興策等について、その具体的な内容を研究・検討し、その成果を、法定協議会での議論や行政による漁業振興施策の基礎として活用するもの。

1 基本的事項

(1) 漁業権

- 洋上風力発電の導入に当たっては、原則として漁業権の放棄は行わないものとする。

(2) 漁業補償

- 洋上風力発電の導入に伴う一切の行為により、事業開始前から終了後までの期間を通して、漁業に不測の制約や損害等が発生した場合は、迅速かつ確実に補償を行うよう発電事業者に求めるものとする。

(3) 漁業操業の制限

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域や占用許可区域、風車設備の支柱・基礎部分など、漁業者の安全確保等のための最小限の範囲を除き、漁業操業を制限しないよう発電事業者に求めるものとする。

(4) 促進区域内の安全の確保

- 促進区域内の船舶航行や漁業操業に関する安全の確保について、実効性のある対策を講じるよう国等に求めるものとする。

2 現行漁業への影響及び配慮

(1) 風車設置による影響の大きな漁法

- 現行の各種漁法のうち、洋上風力発電の導入によって最も大きな影響を受けるのは、浮延縄漁であり、風車設置エリアでの操業は困難。
- 当海域における浮延縄漁は、概ね水深 30m 以深の海域で操業することから、風車の設置エリアを、なるべく沖側に出さないよう検討・配慮する必要。

(2) 風車の設置エリア

- 遊佐部会で示されている想定海域は、秋田県境から遊佐町と酒田市との境までの離岸距離 1 km の範囲を除く共同漁業権区域であるが、離岸距離が概ね 4,000m 以遠のエリアについては、浮延縄漁をはじめ共同漁業権漁業以外の漁業との兼ね合い等について、更に検討・調整していく必要。

(3) 風車の配置間隔

- (1) 及び (2) を前提として、十分な間隔を空けて風車を配置すれば（例：南北方向に約 650m 間隔 10 基×東西方向に約 1,500m 間隔 3 列：計 30 基配置）、漁業者は現行漁業が概ね継続可能であるとの見解。

(4) 漁業影響調査

- 洋上風力発電の導入による漁業への影響を的確に把握し、負の影響が生じた場合に適切に対応していく必要があるため、漁業対象魚種について、事業開始前から事業終了後の一定期間までを通じた、継続的な漁業影響調査（モニタリング）を実施することが必要不可欠。
- モニタリングの手法は現時点で確立されていないが、地区毎の魚種別漁獲量の把握（漁業統計）を継続するほか、定期的な定点調査の実施や漁業者からの聞き取り調査等による漁業状況の把握も有効。
- 令和元年度に NEDO が実施する「洋上風力発電に係る漁業影響調査」の成果も参考になり得る。

- モニタリングの実施にあたっては、海面漁業の対象魚種だけではなく、サケやサクラマス、アユ等の遡河性魚種にも十分に配慮する必要。
- 風車の設置により、予期せぬ潮流等環境の変化が、風車設置エリア及び周辺海域において生じる可能性があり、このことが特産のイワガキの稚貝の着底等当海域の漁業生物に影響することが懸念されるため、事業開始前から終了後までの期間を通して、潮流等環境の変化とその影響についてもモニタリングが必要。

3 漁業協調策及び漁業振興策

(1) イワガキ等の養殖

- 近年、全国的にイワガキの需要が高まっているが、当海域のここ数年の漁獲高は急減し回復の兆しは見えない状況。
- 酒田北港のケーソンや遊佐町沿岸域のヘッドランド等の人工構造物には、イワガキが自然着底し成育しており、巨大な人工構造物である洋上風力発電設備の支柱や基礎部分にも大いに期待できる。
- 風車の支柱や基礎部分を活用したイワガキ養殖の実現に向けては、発電事業者や県による稚貝の再着底技術の開発や効率的な養殖手法の研究、県等による区画漁業権設定の検討が必要。
 - 発電設備の利活用とは別に、イワガキの養殖礁を設置することも有効。この場合、現行漁業との調整及び養殖礁の海底への沈下対策について十分検討することが不可欠。

(2) 魚礁の設置等

- 風車建設に合わせて設置する魚礁には、風車の支柱や基礎部分とも相まって漁業対象魚種の増集等の効果が期待される。設置する魚礁の規模や配置の具体化に当たっては、刺網漁や浮延縄漁などの現行漁業への影響にも配慮しつつ、さらなる情報収集や検討、関係者間の合意形成が必要。
- 魚礁は、効率的かつ高付加価値の漁獲を目指す観点から、多目的なタイプではなく、特定の魚種を念頭においた専用タイプのものを設置することが有効。具体的な対象魚種や魚礁の種類や絞込みに当たっては、今後、対象魚種の生活史や必要な成育環境条件等の情報収集・検討、関係者間の合意形成が必要。
- 沈設タイプの魚礁を設置する場合には、沈下対策を講じるとともに、風力発電事業が終了した後も継続的な利活用ができるよう、発電事業者には魚礁を撤去しないよう求めていく必要。

(3) 漁業振興基金の造成

- 風力発電事業者からの拠出金を原資とし漁業振興等に幅広く活用できる基金は、漁業者にとって非常に有益であることから、当海域においても造成を前向きに検討していく必要。
- 全国の各地域でも同様の構想が存在するが、現時点では、基金の規模や用途等の詳細については明らかになっておらず、引き続き、情報収集をしながら枠組みづくりに向けた検討を行っていく必要。

(4) 風力発電事業への漁船の活用

- 洋上風力発電の導入に伴う各種調査や建設工事、稼働後のメンテナンス等において地元漁業者の漁船を活用することは、漁業者の経営の安定に資する。このため発電事業者に対しては、可能な限り地元漁業者の漁船活用を求めていく必要。

(5) その他

- 当海域は外海に面した遠浅の海で、冬場は北西からの季節風の影響で猛烈な時化の日が多いが、こうした厳しい環境下においても起業できる漁業について、今後とも関係者で研究していく必要。
- 発電事業者の支援等を求めるだけではなく、国の補助事業の活用など行政施策との連携を図る必要。
- 漁業協調策・漁業振興策の実践の場となる風車設置エリア等における漁業と遊漁（プレジャーボートを含む）との共生・共存のあり方について、県等が主体となって検討していく必要。